

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内の女性職員の育児休業取得率80%以上を継続します。

<対策>

- 2021年6月～ 産前産後や育児休業中の給付制度、社会保険料免除制度等の周知や情報提供の更なる充実を図るため、各制度に関する調査を開始します。
- 2021年9月～ 制度に関する文書等を作成・周知し、産前産後及び育児休業取得者には、給付の手続きや社会保険料の免除等について個別に対応します。

目標2：年次有給休暇取得促進を継続し、年間10日以上 of 年次有給休暇が付与されている職員（中途採用、退職、産前産後休暇及び育児休業取得者を除く。）が平均10日以上取得できるようにします。

<対策>

- 2021年4月～ 年次有給休暇の取得率を把握します。
- 2021年5月～ 勤務体制を考慮しながら、職員が取得できるように職員相互間の調製し、年次有給休暇の取得を促します。
- 2022年2月～ 今年度の年次有給休暇の取得状況を確認し、次年度の年次有給休暇の取得計画を策定します。